

「投資信託に関する会計規則」の一部改正

平成 21 年 1 月 16 日
(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託に関する会計規則</p> <p>第 1 条～第 7 条 (略)</p> <p>(投資有価証券等及び派生商品の評価)</p> <p>第 8 条 投資有価証券<u>その他の金融商品等</u>(以下「有価証券等」という。)及び派生商品の評価は、原則として時価によるものとする。ただし、投資信託約款(以下「約款」という。)に別の定めがあるものはこの限りでない。</p> <p>第 9 条～第 16 条 (略)</p> <p>(有価証券売買等損益の認識)</p> <p>第 17 条 有価証券等<u>売買</u>による実現損益の計上は、約定日に行うものとする。</p> <p>2 有価証券等の評価損益は、計算期間の末日に有価証券売買等損益として計上するものとする。</p> <p>附 則 この改正は、平成 21 年 1 月 16 日より実施する。</p>	<p style="text-align: center;">投資信託に関する会計規則</p> <p>第 1 条～第 7 条 (同 左)</p> <p>(投資有価証券及び派生商品の評価)</p> <p>第 8 条 投資有価証券及び派生商品の評価は、原則として時価によるものとする。ただし、投資信託約款(以下「約款」という。)に別の定めがあるものはこの限りでない。</p> <p>第 9 条～第 16 条 (同 左)</p> <p>(有価証券売買等損益の認識)</p> <p>第 17 条 有価証券売買による実現損益の計上は、約定日に行うものとする。</p> <p>2 有価証券の評価損益は、計算期間の末日に有価証券売買等損益として計上するものとする。</p>